

# 第38回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

新株予約権に関する事項  
業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表

第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

## インフォコム株式会社

当社は、第38回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次の事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.infocom.co.jp/>）に掲載することにより提供しています。

事業報告 ……新株予約権に関する事項、業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
連結計算書類……連結株主資本等変動計算書、連結注記表  
計算書類 ……株主資本等変動計算書、個別注記表

## 新株予約権に関する事項

### (1) 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類と数	新株予約権 の払込金額 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
2013年度新株予約権 (2013年5月9日)	102個	当社普通株式 40,800株	143,839円	1円	2013年6月1日から 2043年5月31日まで
2014年度新株予約権 (2014年5月15日)	94個	当社普通株式 37,600株	144,800円	1円	2014年6月7日から 2044年6月6日まで
2015年度新株予約権 (2015年5月19日)	114個	当社普通株式 45,600株	227,000円	1円	2015年6月10日から 2045年6月9日まで
2016年度新株予約権 (2016年5月20日)	79個	当社普通株式 31,600株	300,000円	1円	2016年6月14日から 2046年6月13日まで
2017年度新株予約権 (2017年5月19日)	82個	当社普通株式 32,800株	391,600円	1円	2017年6月13日から 2047年6月12日まで
2018年度新株予約権 (2018年5月18日)	56個	当社普通株式 22,400株	521,000円	1円	2018年6月12日から 2048年6月11日まで
2019年度新株予約権 (2019年5月20日)	44個	当社普通株式 17,600株	915,600円	1円	2019年6月12日から 2049年6月11日まで

(注) 1. 2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより新株予約権1個につき目的となる株式の数は、400株となっています。

#### 2. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使の期間内において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年（2013年度～2018年度新株予約権）、または10年（2019年度新株予約権）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、下記記載のとおり新株予約権を行使できるものとする。
  - 2013年度新株予約権：2042年5月31日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2042年6月1日から2043年5月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - 2014年度新株予約権：2043年6月6日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2043年6月7日から2044年6月6日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - 2015年度新株予約権：2044年6月9日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2044年6月10日から2045年6月9日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - 2016年度新株予約権：2045年6月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2045年6月14日から2046年6月13日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - 2017年度新株予約権：2046年6月12日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2046年6月13日から2047年6月12日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - 2018年度新株予約権：2047年6月11日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2047年6月12日から2048年6月11日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - 2019年度新株予約権：2048年6月11日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2048年6月12日から2049年6月11日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ④ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## (2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	2013年度新株予約権	69個	当社普通株式 27,600株	2名
	2014年度新株予約権	41個	当社普通株式 16,400株	2名
	2015年度新株予約権	40個	当社普通株式 16,000株	2名
	2016年度新株予約権	31個	当社普通株式 12,400株	3名
	2017年度新株予約権	30個	当社普通株式 12,000株	3名
	2018年度新株予約権	27個	当社普通株式 10,800株	3名
	2019年度新株予約権	24個	当社普通株式 9,600株	3名

- (注) 1. 2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより新株予約権1個につき目的となる株式の数は、400株となっています。
2. 取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものを含めています。

## (3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	交付者数
執行役員	2019年度新株予約権	20個	当社普通株式 8,000株	4名

- (注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は400株です。

## 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### (1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 当社は、経営方針に「コンプライアンスを規範とした経営」、行動指針に「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、当社及び子会社の役員・使用人は、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。また、これらの方針の下、日々の業務を遂行する上での行動規範及び行動基準を定めており、その実効性の確保を図る。
- ② 当社は、取締役の職務執行について役員を対象とする役員規程を定め、社会規範・倫理そして法令等の遵守を図ると共に、監査役会の定める「監査役監査基準」に従う監査の実施により、公正且つ適切な経営を実現する。
- ③ 当社は、コンプライアンスの責任者としてCSRO（Chief Social Responsibility Officer）を任命し、インフォコムグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

### (2) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社の役員・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するため、インフォコムグループの経営方針、行動指針、行動規範及び行動基準等に基づき、継続的にコンプライアンス教育・啓発の推進を行う。また、当社及び子会社の役員及び使用人は、それぞれの立場でコンプライアンスの実践的運用を図る。
- ② 当社は、当社及び子会社の役員・使用人がグループにおける重大な法令違反やコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に直接通報を行う手段を確保するため、社内に通報窓口を設けるとともに、社外の弁護士によるコンプライアンス・ホットラインを設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がない事を確保する。
- ③ インフォコムグループにおける内部通報制度に基づく通報の状況は、適宜、当社代表取締役社長、当社監査役、取締役会及びグループプリスクマネジメント委員会に報告する。また、重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を適切に当社及び子会社の役員・使用人に開示し、周知徹底する。
- ④ 当社は、業務分掌規程・職務権限規程・個別権限基準表により組織の業務分掌と職位の責任と権限を明確に定め、役割に応じた意見を稟議等に記録する事で、組織間の相互牽制及び個人への権限の集中化を防ぐ。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書、帳票類等については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理・廃棄を行う。また、必要に応じて検索性の高い状態で保存及び管理し、その保存期間中は、いつでも閲覧可能な状態を維持する。
- ② 当社代表取締役社長は、上記1.における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。

### (4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現する事を脅かすあらゆるリスクに対処する。
- ② 当社は、統一的なリスクマネジメント指針としてグループリスクマネジメント規程を定め、同規程に沿ったリスク管理を行う体制としてCSROを委員長とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、インフォコムグループの業務執行に係るリスクを統合的且つ効率的に把握、評価、管理する。
- ③ 当社は、重大な事件・事故発生に伴う非常事態における混乱の回避と損失の極小化等その影響を最小限とするために、各規程やマニュアル等に従い、インフォコムグループにおいて統一的な危機管理対応がとれる体制を構築する。また、大規模災害等の緊急事態発生を想定し、事業中断による損失を最小限にとどめるために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業の継続を確保するための体制の整備に努める。
- ④ 当社は、当社が提供する製品・サービスの品質を確保・維持・向上させるための品質管理規程を定め、品質最高責任者とこれを補佐する品質マネジメント推進室を設置する。また、同室が提供する品質マネジメントシステムにより、事業活動状況及び障害・クレームを統括管理し、評価結果に応じて必要な改善や再発防止を図る。

### (5) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- ① 当社は、インフォコムグループとしての業務の効率性を確保するために必要な規則をグループ規程及びグループ各社の規程として整備する。これらの規程は、法令の改廃・職務遂行の効率化の必要性がある場合は、随時見直すものとする。
- ② 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催する他に、業務執行上の必要性に応じて、しかるべき時期に決定が行えるよう適宜臨時取締役会を開催する。また、投資案件については取締役等で構成する投資委員会にて審議を行う。
- ③ 当社の取締役会の決定に基づく業務執行は、職務権限規程及び業務分掌規程において、各職位者の権限と手続きを詳細に定める事とする。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
- ④ 当社は、効率的かつスピーディーな経営を行うために経営の意思決定・監督機能と業務の執行機能を分離し、執行役員制を導入する。また、取締役会の意思決定の妥当性と合理性を高めるため、独立社外取締役を選任する。

## **(6) インフォコムグループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① インフォコムグループは、経営方針に「コンプライアンスを規範とした経営」、行動指針に「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づく体制整備を行う。
- ② インフォコムグループは、社会秩序や健全な事業活動を阻害する反社会的勢力とは関わりを持たず、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する事を基本的な考え方とし、それに基づく体制整備を行う。
- ③ 当社は、主要なグループ会社を構成員とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、グループリスクマネジメント規程に従い、グループの統一的な方針に基づくコンプライアンス・リスクマネジメントの体制整備を行う。
- ④ 当社は、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、グループ会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業務については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社の監査室は、インフォコムグループにおける内部監査を実施または統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- ⑥ 当社は、株式上場会社として全ての業務執行を独自の経営判断に基づき行う。
- ⑦ 当社の監査役は、自らまたは監査役会を通じてグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び監査室との緊密な連携等の確な体制を構築する。

## **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項**

- ① 他の業務執行ラインから独立性を保った監査室スタッフが監査役会からの要求に従い、監査役の行う監査業務を補助する。
- ② 監査役の業務を補助するにあたって、監査室スタッフは取締役の指揮命令を受けない。
- ③ 監査役の行う監査業務を支援する監査室スタッフの独立性及び実効性を確保するため、考課及び異動に関しては監査役会の意見を訊くものとする。

## **(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、会社の重要な会議に出席することができる。
- ② 当社及び子会社の役員・使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
  - (ア) 会社の信用を大きく低下させるもの、またはその恐れのあるもの
  - (イ) 会社の業績に大きく悪影響を与えるもの、またはその恐れのあるもの
  - (ウ) 行動指針、コンプライアンスに関する違反で重大なもの
  - (エ) その他上記(ア)～(ウ)に準じる事項
- ③ 当社及び子会社の役員・使用人は、監査役の求めに応じて事業の報告を行うとともに、インフォコムグループの業務及び財産の状況の調査に協力する。

## **(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制**

- ① インフォコムグループは、監査役へ報告を行った役員・使用人に対して、当該報告をした事を理由として不利な取扱いを行う事を禁止する。

## **(10) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手続に関する方針**

- ① 監査役職務の執行に必要な費用または債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。

## **(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われる事を確保するための体制**

- ① 監査役は、必要に応じ、取締役、重要な使用人並びに監査法人と意見交換を実施する。
- ② 監査役職務の執行が実効的に行われるために、会社の業務執行に関する全ての情報は随時、閲覧可能な状態におく。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づく体制確立に努め、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を東京証券取引所へ提出、当社ウェブサイト等にて開示しています。

当社は、継続的に経営方針、行動指針、行動規範及び行動基準の周知徹底を図っています。また、グループリスクマネジメント委員会を通じて、グループ横断的にコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めています。当期は、同委員会を4回開催しました。

当社は、監査役監査や内部統制システムの整備・運用状況評価における監査役指摘事項等について、これを尊重し適切に対応しています。

### (2) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、毎年10月を「企業倫理月間」とし、グループ全員参加研修を実施するとともに、CSROがグループの国内全拠点においてコンプライアンスを含む講話を行っています。

また、内部通報制度運営規程を定め、社外の弁護士によるコンプライアンス・ホットラインを含む内部通報制度を運用しています。当期は、労働施策総合推進法改正を契機に、以前より取り組んできたセクハラ、パワハラ防止対策の実効性強化を目的として、管理職向けハラスメントセミナーの開催や、社内通報窓口の見直しを行いました。なお、重大な法令違反等に関わる通報はありませんでした。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書、帳票類等については、法令及び取締役会規程・各種会議体規程に従って作成し、法令及び情報管理規程に基づき保存・管理・廃棄を行っています。また、文書管理システムを構築し、厳重なセキュリティ環境のもと、検索性を確保して管理、運用しています。

### (4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループリスクマネジメント委員会において業務運営に係る重大リスクの評価・見直しと低減策の策定、およびインシデント発生状況の共有と注意喚起が行われています。当期は、グループリスクマネジメント規程を有事の危機管理を強化した内容に改定し、新規にグループ経営中枢機能業務継続要領を制定しました。また、同規程に基づき、事業継続計画（BCP）への対応として大規模災害を想定した訓練を毎年行っています。

当社は、提供する製品・サービスの品質を確保・維持・向上を目的に、品質最高責任者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを構築し、運用しています。

## **(5) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制**

当社は、職務権限規程及び稟議規程を定め、ルールに則った意思決定を行い、効率的な業務執行に努めています。

当社は、重要な投資案件は、投資委員会を都度開催し、当該審議を経て取締役会に上程しており、投資後も適宜実施状況をフォローしています。また、執行役員会を毎月開催し、当社及びグループの重要な施策について経営幹部間で合意形成を図っています。

当社は、法令の改廃及び職務執行の効率化の観点から、年に1度の定例改定の他、必要に応じて職務権限規程及び業務分掌規程の見直しを行っています。

## **(6) インフォコムグループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社から経営状況の報告を受け、重要な意思決定事項は事前協議を行っています。また、監査室がグループ全組織を対象にコンプライアンスの他、業務の効率性、情報セキュリティ等について監査し、監査結果を代表取締役社長、取締役及び監査役に報告しました。なお、代表取締役社長は報告に基づき、改善指示を通じて業務の改善を促しています。

当社は、反社会的勢力対応規程を定め、取引や出資にあたって属性確認等を実施しています。

## **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項**

当社は、業務執行ラインから独立性を保った監査室スタッフが監査役を補助しています。監査室スタッフの人事考課、異動については監査役への事前相談を実施しています。

## **(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は取締役会等の重要な会議体に出席し、稟議を閲覧する他、代表取締役社長、取締役及び執行役員、本部長、子会社社長に対するヒアリングを通じ、業務執行状況を把握しています。また、監査役は随時、取締役等及び使用人に報告を求めることが可能です。

## **(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制**

監査役へ報告した者のプライバシーは厳重に守られており、不利な取り扱いをしていません。

## **(10) 監査役等の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手続に関する方針**

監査役等の職務の執行について生ずる費用は適切に支払われています。

## (11) その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は、当社及び子会社の社長を含む経営メンバーと適宜意見交換を実施し、監査法人とは監査計画、四半期レビュー報告等の際に意見交換をしています。また、重要会議体の資料、稟議及び人事データ等は電子化され、監査役はすべての資料を閲覧することが可能です。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,590	1,447	28,833	△816	31,054
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,477		△1,477
親会社株主に帰属する当期純利益			5,543		5,543
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		10	20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	9	4,066	10	4,086
当 期 末 残 高	1,590	1,456	32,900	△805	35,140

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,549	1	△58	1,492	157	2	32,707
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,477
親会社株主に帰属する当期純利益							5,543
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△808	△1	△36	△846	20	191	△634
当 期 変 動 額 合 計	△808	△1	△36	△846	20	191	3,451
当 期 末 残 高	740	0	△94	646	177	194	36,159

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 9社

・連結子会社の名称 (株)アムタス、(株)インフォコム東日本、(株)インフォコム西日本、GRANDIT(株)、ログイット(株)、Infocom America Inc.、Fenox Infocom Venture Company V, L.P.、(株)ピーナトゥーン、(株)スタッフプラス

上記のうち、(株)ピーナトゥーン及び(株)スタッフプラスは株式取得に伴い、当連結会計年度から連結範囲に含めています。

従来、連結子会社であったインフォミュートス(株)は、当社を存続会社とする吸収合併に伴い、(株)ドゥマンについては、清算終了に伴い、連結範囲から除外しています。

##### ② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称 PT.GnB Accelerator Asia

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用関連会社の数

1社

・当該会社等の名称 (株)Bevy

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・当該会社等の名称 PT.GnB Accelerator Asia、EverySense, Inc.、アルド・エージェンシー・グローバル(株)

・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Fenox Infocom Venture Company V, L.P.及び(株)ピーナトゥーンの決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の計算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法を採用しています。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・ 商品 主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 5～24年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として3～5年）に基づく定額法を採用しており、市場販売目的のソフトウェアについては、見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（主として3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却する方法を採用しています。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しています。

ハ. 受注損失引当金

受注済案件のうち、当連結会計年度末で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、損失見積額を計上しています。

- ④ ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しています。なお、進捗度の見積りについては、原価比例法を用いています。
- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、振当処理を行っているものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。  
なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理  
なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しています。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 為替予約  
ヘッジ対象 外貨建投資、外貨建仕入債務及び予定取引
- ハ. ヘッジ方針 為替変動リスクの低減のため、対象債務及び投資額の範囲内でヘッジを行っています。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間  
5～8年間で均等償却しています。
- ⑧ 消費税等の会計処理 税抜方式

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) たな卸資産の内訳

商品	0百万円
仕掛品	391百万円
貯蔵品	0百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,605百万円

### (3) 保証債務

従業員の銀行借入金に対する保証 2百万円

### (4) たな卸資産及び受注損失引当金

損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は、次のとおりです。

仕掛品 47百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 69百万円

### (2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

#### ① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	固定資産減損損失 (百万円)
インフォコム(株) (東京都渋谷区)	事業用資産	ソフトウェア	94

#### ② 減損損失の認識に至った経緯

事業再編、撤退及び処分を決定した当社グループにおける一部事業の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っています。また、処分予定の資産や事業の用に供していない遊休資産等については個別に取り扱っています。

④ 回収可能価額の算定方法

減損損失の測定における回収可能価額として、使用価値を用いており、使用価値はゼロとして算定しています。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	57,600,000	—	—	57,600,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,903,142	81	38,000	2,865,223

(注) 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる増加

81株

新株予約権の権利行使による減少

38,000株

### (3) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2013年ストックオプションとしての新株予約権 (注) 2	普通株式	55,200	－	14,400	40,800	26
提出会社	2014年ストックオプションとしての新株予約権 (注) 2	普通株式	46,000	－	8,400	37,600	26
提出会社	2015年ストックオプションとしての新株予約権 (注) 2	普通株式	53,600	－	8,000	45,600	34
提出会社	2016年ストックオプションとしての新株予約権 (注) 2	普通株式	36,800	－	5,200	31,600	25
提出会社	2017年ストックオプションとしての新株予約権 (注) 2	普通株式	34,800	－	2,000	32,800	25
提出会社	2018年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	22,400	－	－	22,400	19
提出会社	2019年ストックオプションとしての新株予約権 (注) 3	普通株式	－	17,600	－	17,600	19
合計			248,800	17,600	38,000	228,400	177

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しています。

2. 変動事由の概要  
新株予約権の権利行使による減少です。
3. 変動事由の概要  
新株予約権の発行による増加です。

#### (4) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	929	17.0	2019年3月31日	2019年6月17日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	547	10.0	2019年9月30日	2019年11月26日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,149	21.0	2020年 3月31日	2020年 6月18日

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については内部資金による調達を実施しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は株式、投資事業有限責任組合及び転換社債型新株予約権付社債等への投資であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っており、非上場株式、投資事業有限責任組合及び転換社債型新株予約権付社債等への投資については定期的に投資先の財務状況等を把握しています。

なお、デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	23,491	23,491	—
② 受取手形及び売掛金	11,459	11,459	—
③ 投資有価証券			—
その他有価証券	4,358	4,358	—
④ 買掛金	(4,564)	(4,564)	—
⑤ デリバティブ取引	0	0	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- ③ 投資有価証券  
これらは株式等であり、時価は取引所の価格によっています。
- ④ 買掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- ⑤ デリバティブ取引  
これらは為替取引によるものであり、時価は取引先金融機関等から提示された価格によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	844
投資事業有限責任組合への出資	360
転換社債型新株予約権付社債等	401
関係会社株式	237

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

なお、当連結会計年度において、非上場株式について40百万円、関係会社株式について21百万円の減損処理を行っています。

6. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	653円82銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	101円32銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### (譲渡制限付株式報酬制度)

当社は、2020年4月27日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2020年6月16日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議しました。

#### (1) 本制度を導入する理由

当社取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を割り当て、中期経営計画の達成に向けた動機付けを従来以上に高めること及びステークホルダーの皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを目的として、本制度を導入するものです。

#### (2) 本制度の概要

##### ①取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。

当社の取締役の報酬額は、2002年6月27日開催の第20回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、2012年6月14日開催の第30回定時株主総会において、上記の報酬額の枠内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与するための報酬を支給することができるものとご承認頂いていますが、これとは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額150百万円以内の範囲で支給することをお願いする予定です。ただし、本報酬は、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額50百万円以内の支給に相当すると考えています。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

また、本制度の導入に伴い既に付与済みのものを除き、対象取締役に対する上記の株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年54,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対して、原則として対象期間の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年18,000株以内となると考えています。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

## ②譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することとします。本契約の主な内容は次のとおりです。

イ. 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

ロ. 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定です。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	1,590	1,442	8	1,450	100	800	17,394	18,294
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,477	△1,477
当 期 純 利 益							3,804	3,804
自己株式の取得								
自己株式の処分			9	9				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9	9	-	-	2,327	2,327
当 期 末 残 高	1,590	1,442	17	1,459	100	800	19,722	20,622

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△816	20,518	1,549	1,549	157	22,225
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△1,477				△1,477
当 期 純 利 益		3,804				3,804
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	10	20				20
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△808	△808	20	△788
当 期 変 動 額 合 計	10	2,347	△808	△808	20	1,559
当 期 末 残 高	△805	22,865	740	740	177	23,784

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ロ. その他有価証券

##### ・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の計算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法を採用しています。

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

##### ・ 商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ・ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 5～24年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しており、市場販売目的のソフトウェアについては、見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれが多い金額をもって償却する方法を採用しています。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しています。

③ 受注損失引当金

受注済案件のうち、当事業年度末で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、損失見積額を計上しています。

(4) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しています。なお、進捗度の見積りについては、原価比例法を用いています。

(5) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理を行っているものを除き、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

## (6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理  
なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 為替予約  
ヘッジ対象 外貨建投資、外貨建仕入債務及び予定取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスクの低減のため、対象債務及び投資額の範囲内でヘッジを行っています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

## (7) 消費税等の会計処理 税抜方式

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) たな卸資産の内訳

商品	0百万円
仕掛品	396百万円

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（独立掲記したものを除く）

短期金銭債権	606百万円
短期金銭債務	433百万円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,334百万円

### (4) 保証債務

従業員の銀行借入金に対する保証	2百万円
-----------------	------

(5) たな卸資産及び受注損失引当金

損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は、次のとおりです。

仕掛品 47百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,773百万円

売上原価 3,652百万円

販売費及び一般管理費 △308百万円

営業取引以外の取引による取引高 2,038百万円

(2) 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 69百万円

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	固定資産減損損失 (百万円)
インフォコム(株) (東京都渋谷区)	事業用資産	ソフトウェア	94

② 減損損失の認識に至った経緯

事業再編、撤退及び処分を決定した当社における一部事業の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

③ 資産のグルーピングの方法

当社は事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っています。また、処分予定の資産や事業の用に供していない遊休資産等については個別に取り扱っています。

④ 回収可能価額の算定方法

減損損失の測定における回収可能価額として、使用価値を用いており、使用価値はゼロとして算定しています。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,903,142	81	38,000	2,865,223

(注) 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる増加

81株

新株予約権の権利行使による減少

38,000株

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	291百万円
未払事業税等	43百万円
未払金	31百万円
未払費用	45百万円
受注損失引当金	67百万円
子会社株式	1,004百万円
関係会社株式評価損	848百万円
減価償却等超過額	94百万円
その他	130百万円
繰延税金資産小計	2,556百万円
評価性引当額	△1,887百万円
繰延税金資産合計	668百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	326百万円
繰延税金負債合計	326百万円
繰延税金資産純額	342百万円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
受取配当金等	△13.6%
交際費	0.3%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.9%

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び主要法人株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	帝人(株)	大阪府 大阪市	71,832	合成繊維・化成品等 の研究・製造・販売 他	(被所有) (直接) 58.0	当社製品の 販売、役務 の提供等、 役員の兼任	システム開 発の受託等	3,711	売掛金	456

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれていません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。

### (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)アムタス	東京都 渋谷区	150	電子コミック配信サ ービス	(所有) (直接) 100.0	余資の運用 役員の兼任	余資の運用 利息の支払	47 0	関係会社 預り金	6,996
子会社	(株)インフォ コム西日本	大阪府 大阪市	80	ソフトウェアの開発	(所有) (直接) 100.0	余資の運用 役員の兼任	余資の運用 利息の支払	△154 0	関係会社 預り金	381
子会社	(株)インフォ コム東日本	東京都 台東区	20	情報処理サービス、 ソフトウェアの開発	(所有) (直接) 100.0	余資の運用 役員の兼任	余資の運用 利息の支払	△49 0	関係会社 預り金	223
子会社	GRANDIT (株)	東京都 渋谷区	95	Web-ERPの開発・ 販売	(所有) (直接) 100.0	余資の運用 役員の兼任	余資の運用 利息の支払	204 0	関係会社 預り金	581
子会社	ログイット (株)	東京都 豊島区	100	音声及び画像記録シ ステム等の開発・販 売	(所有) (直接) 100.0	余資の運用 役員の兼任	余資の運用 利息の支払	108 0	関係会社 預り金	563

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。また、子会社からの預り金については、市場金利等を勘案して預り金利を決定しています。

2. 余資の運用の取引金額は、短期での反復取引のため、当事業年度における純増減額を記載していません。

### (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
兄弟会社	帝人ファーマ(株)	東京都千代田区	10,000	医療品・医療機器の研究開発・製造・販売	なし	当社製品の販売、役務の提供等、役員の兼任	システム開発の受託等	2,805	売掛金	1,027

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれていません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 431円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 69円54銭  |

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

##### (譲渡制限付株式報酬制度)

当社は、2020年4月27日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2020年6月16日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議しました。

詳細については、連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。